

○国立大学法人浜松医科大学役員退職手当規程

(平成16年4月1日規程第6号)

改正	平成16年12月10日規程第131号	平成18年3月27日規程第33号
	平成25年1月1日規程第32号	平成27年3月25日規程第56号
	平成30年1月23日規程第14号	令和3年3月16日規程第38号
	令和6年3月22日規程第14号	令和7年1月23日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の2の規定に基づき、役員(非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。)が退職(解任及び死亡を含む。以下同じ。)した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその役員の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて学長が決定した業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて学長が決定した業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の額の決定は、経営協議会で審議し学長が決定する。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当にかかる特例)

第5条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じて、引き続き役員となるために退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続い

た在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規定による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当するもの以外のものが退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職に日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職に日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案して、学長が別に定める。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員が、引き続いて職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程第7条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額に同規程第6条4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が国立大学法人法第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号の規定により解任されたときは除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第11条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月10日規程第131号)

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規程第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(退職日の本給月額)

第2条 在職期間中に本給月額の減額改定(本給月額を改定する規程による減額)によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則(平成25年1月1日規程第32号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(退職手当基本額)

第2条 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「100分の10.875」とあるのは、「100分の12.25」と読み替えし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間については、「100分の11.5」と読み替えるものとする。

附 則(平成27年3月25日規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月23日規程第14号)

この規程は、平成30年1月23日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則(令和3年3月16日規程第38号)

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

附 則(令和6年3月22日規程第14号)

この規程は、令和6年3月22日から施行する。

附 則(令和7年1月23日規程第5号)

この規程は、令和7年1月23日から施行する。